

令和6年度（2024年度）第6回教育委員会（9月定例会）議事録

- 1 日時 令和6年（2024年）9月3日（火）
午前9時30分から午後0時まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一
委員 木之内 均
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
委員 三淵 浩
委員 園田 恭子

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 県立高等学校及び特別支援学校高等部における令和7年度（2025年度）使用教科用図書採択について
- 議案第2号 重大事態の調査の実施主体の決定について
- 議案第3号 熊本県いじめ防止対策審議会の委員の任命について
- 議案第4号 令和6年度熊本県近代文化功労者の決定について
- 議案第5号 教職員の懲戒処分について
- 議案第6号 教職員の懲戒処分について
- 議案第7号 教職員の懲戒処分について

（2）報告

- 報告（1） 県内各採択地区における令和7年度（2025年度）使用
中学校教科書の採択状況について
- 報告（2） 熊本県いじめ防止対策審議会答申について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第3号から議案第7号及び報告（2）は人事案件等のため非公開とした。

（3）議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号及び議案第2号、報告（1）までを公開で審議し、非公開で議案第3号から議案第7号及び報告（2）までを審議した。

（4）議事

- 議案第1号 県立高等学校及び特別支援学校高等部における令和7年度（2025年度）使用教科用図書の採択について

高校教育課長

高校教育課でございます。

まず、県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用している教科用図書について説明いたします。

4ページの1を御覧ください。

高等学校、特別支援学校高等部で使用する教科書は、①文部科学省検定済教科書、②文部科学省著作教科書、③学校教育法附則第9条の規定による教科用図書のそれぞれがあり、高等学校用は①②が教科書目録に、特別支援学校用は②が教科書目録に掲載されています。また、学校教育法附則第9条の規定により、①②に教科書がない教科・科目や特別支援学校において①②が生徒の実態に合わない場合は、一般に市販されている図書を教科書として使用することが可能となっております。

次に、県立高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書採択までの流れについて説明させていただきます。

4ページの2を御覧ください。

各学校は、校内教科書選定委員会を設置し、校長は校内教科書選定委員会の審議を踏まえて、選定理由書等を県教育委員会に報告します。

各学校の校長の報告を受けて、事務局では提出された資料を確認し、必要に応じて各学校へ指導、助言を行いました。8月23日に開催しました庁内の教科書採択委員会において、各学校の採択希望教科用図書について審議いたしました。

その教科書採択委員会の結果を、本日の教育委員会で御審議いただくこととなります。

なお、教科書の選定は、文部科学省からの教科書の採択に関する通知及び教科書目録、県教育委員会からの教科書採択の基本方針及び選定基準等に基づき、行うこととなります。基本方針は資料5ページ、選定基準等は資料6、7ページに記載しております。

以上が、県立高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書採択までの流れとなります。

次に、資料8、9ページを御覧ください。採択希望教科用図書種目別点数一覧(案)でございます。

一昨年度から高等学校では、年次進行で新学習指導要領が実施されており、令和7年度(2025年度)が、新学習指導要領の完成年度、つまり全日制・定時制・通信制すべての課程の全学年が新学習指導要領へ移行する年となります。

「教科書目録」には、「第1部」に平成30年告示の新学習指導要領に基づいて編修された教科書、「第2部」に平成21年告示の旧学習指導要領に基づいて編修された教科書が掲載されており、それぞれの学習指導要領に合わせて教科書を選ぶこととなります。先ほど申し上げたとおり、令和7年度(2025年度)は新学習指導要領へ移行して4年目となりますので、原則として「第1部」に掲載された教科書から選定することとなります。

資料8ページ「第1部」の教科書は691点、資料9ページ「第2部」の教科書は19点、合わせて710点ありますが、うち、県立高校で選定された教科書は552点(77.7%)と、幅広く様々な教科用図書が選定されております。

ここからは、県立高等学校における採択希望教科用図書について御説明いたします。

資料10ページの「採択希望教科用図書一覧(学校別)(案)」は、各学校か

ら報告された採択希望教科用図書を学校別にまとめたものでございます。

例として、阿蘇中央高校について説明させていただきます。

資料12、13ページを御覧ください。阿蘇中央高校には、普通科、令和7年度から開設される探究科、商業系の総合ビジネス科、農業系の農業食品科、グリーン環境科、これら農業系学科は令和7年度から農と食の科学科と緑と水の科学科へ改編されます。そして、福祉系の社会福祉科と、令和7年度からは6つの学科が設置され、文部科学省検定済・著作教科書が、全部で96冊選定されています。

資料12ページの表の中ほどに、数学Iの教科書が3冊、選定されています。このうち、1つ目の「数研の“数I・714”新編 数学I」と3つ目の「数研の“数I・716”新 高校の数学」の2冊を例に、説明させていただきます。実際の教科書はお手元にあるとおりです。

「新編 数学I」は普通科の教科書として選定されています。A版の小さい方の教科書で、例、例題だけでなく応用例題も設けられています。お手元の（小さい方の 新編 数学I）教科書20ページを御覧ください。

20～22ページにわたり応用例題が4題掲載されています。

一方、「（大きい方の教科書）新 高校の数学I」は、商業、農業、福祉系の学科である、総合ビジネス科、農と食の科学科、緑と水の科学科、社会福祉科の教科書として選定されています。大きい方の教科書（新 高校の数学）8ページを御覧ください。イラストが多く、各節の初めに義務教育の学習内容の学び直しを行うことで定着を図り、高校の内容への移行ができます。8～10ページが学び直しの部分になります。

このように、同じ「数学I」でも、学科における生徒の実態に応じた教科書を選定しております。

ここで、先ほど御説明いたしました「学校教育法附則第9条による教科用図書」について御紹介します。

資料14、15ページの熊本農業高校を御覧ください。資料15ページに熊本農業高校における「学校教育法附則第9条による教科用図書」を掲載しています。科目「測量」では「農業測量」という一般図書を教科用図書として選定しています。この図書の表紙、目次、奥付のコピーはお手元にあるとおりです。

県立高校の中で31校の学校が「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」を選定しており、その一覧は資料16ページにまとめております。

阿蘇中央高校、熊本農業高校を例に御説明いたしましたが、最初に申し上げましたとおり、各学校において適切に選定された教科書であるのか、事務局において、提出された約3千枚の選定理由書等をもとに、教育課程表と照合し、教科書の選定漏れがないか、不要な教科書が選定されていないか等を各教科の担当指導主事が確認し、指導、助言を行いました。

その後、8月23日に開催した「教科書採択委員会」において、各学校が選定した教科用図書について協議し、採択希望教科用図書として適切であると確認したところでございます。

説明は以上です。御審議のほどお願いします。

特別支援教育課長

特別支援教育課です。

続きまして、県立特別支援学校高等部における採択案について御説明します。

資料17ページからです。

18ページを御覧ください。①検定済教科書について説明いたします。
検定済教科書は、表の「ア」、「イ」のように盲学校、熊本聾学校、松橋支援学校、黒石原支援学校の4校が自校の教育課程に応じてそれぞれの学校で教科書を選定しています。「ア」の表ですが、盲学校は、点字版が作られる全国盲学校長会及び全国盲学校普通教育連絡協議会が選定した教科書を選定しています。次に「イ」の表はそれ以外の3校になります。

21ページを御覧ください。盲学校が選定した検定済教科書の一覧です。備考欄に「原本」との記載がありますが、これは点字版の原本となっていることを示しています。点字版はこの後説明します「一般図書」として選定をしています。

それでは、18ページにお戻りください。②著作教科書の欄ですが、熊本聾学校以外の17校は、全て知的障害者用の著作教科書のみを選定しています。

23ページを御覧ください。熊本聾学校が選定した著作教科書の一覧です。左端の通し番号1番から7番までが聴覚障害者用の著作教科書で、8番から32番までの25点が知的障害者用の著作教科書になり、合わせて32点の選定となっています。

それでは、戻りまして19ページをお願いします。

最後に ③一般図書について御説明いたします。

一般図書は全ての学校19校で選定されています。右端の採択点数は学校ごとに異なりますが、全体では1703種類の図書が選定されています。

25ページを御覧ください。盲学校で選定された一般図書です。通し番号1番から24番までが検定済教科書の点字版と拡大版、25番から次のページの108番までが絵本等の市販の図書、その次の27ページ109番からが本科保健理療科、124番からが専攻科理療科、28ページの144番から162番までが専攻科保健理療科で使用する点字版、拡大版の教科書となります。

次に、29ページ熊本聾学校です。

通し番号1番から30ページ81番の絵本等の市販の図書に加え、理容科で使用します82番から92番までの図書を選定しています。

本日は、理容科の生徒が使用する教科書について紹介いたします。理容科では今年度は専攻科を含めて3人の生徒が学んでいます。

31ページ資料①を御覧ください。理容科で使用している教科書になります。

まず「文化論」の教科書になります。32ページの目次を御確認いただくと、本書の内容は、日本の理容業・美容業の歴史に始まり、日本と西洋のファッション史について学ぶ内容になっています。いわゆる歴史の教科書で扱うような内容になっており、容姿を整える意義について、順を追って文化史等を学んでいく内容になっています。

この教科については、高等学校の社会の免許を持った教員が授業を担当しています。

次に34ページ資料②を御覧ください。「化粧品科学」の教科書です。

本書の内容は、理容を行うに当たり使用する化粧品について学び、その安全性や有効性について学ぶため、人体の仕組みや化合物が引き起こす反応など、幅広い分野の理科的な内容について学びます。

この教科については、高等学校の理科の免許を持った教員が授業を担当しています。

「文化論」や「化粧品科学」など必修科目を1400時間、「課題研究」や

「エステティック技術」などの選択科目を600時間、卒業までの3年間で学び、国家試験を受けて理容師としての就労を目指します。

このように、理容科では、卒業後の自立した生活を目指す聴覚障がいがある生徒が、将来の暮らしについてイメージをつかみ、社会的な自立につながるような指導を行っています。

18ページの③一般図書に戻ってください。3から19までの学校では、主に絵本等の市販の図書を一般図書として選定しています。

各学校の教育目標と、対象としている障がい種や児童生徒の実態に照らして、当該教科を指導するために、最適な図書を選定しています。

採択案についての説明は以上ですが、これらの教科用図書につきましても高等学校と同様に、8月23日の教科書採択委員会において協議いただき、適当であるとの確認をいただいたところです。

御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

選定について異論はないのですが、阿蘇中央高校と熊本農業高校の教科書を見ながら、今後のICTの活用という部分がどのようになっていくのか、少し疑問に感じたところです。

先日の中学校用教科書の審議で、QRコードによって参照できるコンテンツを見た際、あまり中身がないと感じるものが多く見られました。今回参照している高等学校用教科書には、QRコードが全くないようです。従って、どのようにしてICT、タブレット端末を活用しながら、学力向上に向かわせるのかということをもう少し検討していかないと、せっかくのタブレット端末の整備等によるICT化の取組がもったいないと思っています。

今回の高等学校用教科書の選定について異論はないのですが、前回の中学校用の教科書の選定も踏まえまして、QRコードのコンテンツやICTの活用についてどうあるべきかという点をもっと検討いただけるとありがたいと思います。

高校教育課長

現状、デジタル教科書の発行は、高等学校用教科書についてもかなり進んでいる状況です。現在、デジタル教科書を使用する場合は、児童・生徒がそれぞれ紙の教科書も使用できるようにしておくことと定められており、それを踏まえて児童・生徒のそれぞれのコンピュータにおいて学習者用デジタル教科書を使用することとなっています。つまり、紙の教科書と併用することでデジタル教科書の使用が許可されているというのが現状です。従って、実際は紙の教科書を購入した上で、さらにデジタル教科書を購入することになりますので、デジタル教科書の使用は進んでいないところですが、価格やコンテンツの充実等の課題が解消されれば、今後、デジタル教科書の使用が進んでいくことと思います。

西山委員

分かりました。先日の中学校用教科書の審議で、QRコードによって参照できるコンテンツの中身が充実していないと感じるものが多く、今回参照している高等学校用教科書にはQRコードが全くないようです。

従って、生徒が教科書を見ながら、自分で情報を検索し、自分で勉強していくスタイルになるのが望ましいと思います。紙が良い、デジタルが良い、ではなく、生徒がICTを活用して自分で勉強するような形が望ましいと思ひ、質問したと

ころです。

高校教育課長

教科用図書では、紙とデジタルの併用という制限がありますが、副教材等に関しましては、課題をデジタルデータで送信して、生徒と教師がICTを活用して双方向でやりとりしていく学習方法に、高等学校でも取り組んでいるところです。教科書以外の部分で、ICTを活用した学習に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

三淵委員

教科書選定に関しては、綿密にされており特に異議とかはありません。今、西山委員が言われたことに関連します。テクノロジーの進歩について、2週間ぐらい前に勉強会に参加しました。東京大学の最先端の教育学部出身の先生が、読み書きに障がいのある子どもに対する教科書を、ほとんど音声で聞くことができるようなものをクラウド上にあげられていると言われていました。熊本にも来られたと言われましたが、そのあたりが現場ではどんな感じなのか、教科書選定と絡むのかどうか、そのあたりの情報はありますでしょうか。

特別支援教育課長

特別支援教育課です。特別支援学校において、障がいのある子どもたちのデジタル教科書については、小・中学部が文部科学省の実証研究事業の中で、今年は3校がデジタル教科書を使っています。先生たちの反応を見ますと、英語のリスニングを何度も繰り返し聞くことができることで、子どもたちにとっても非常に分かりやすいということ聞いています。高等部については、実証研究事業外ですので、今年は見せていません。今後、広がっていくものというところで、特別支援学校の方でもしっかりと工夫していきたいと思っております。

教育長

他に何かありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第2号 重大事態の調査の実施主体の決定について

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課でございます。

議案第2号の提案理由の説明の前に、本事案の概要について御説明いたします。

資料3ページ「4 本事案の概要等」を御覧ください。

当該生徒は、令和6年4月に東稜高等学校に入学。令和6年8月末、同校から他校へ転学しております。

令和6年4月23日、当該生徒から担任に、「同じクラスの生徒3名と他のクラスの生徒からいじられて嫌だ」、「登校したくない」と時々涙を流しながら訴えがありました。

令和6年4月25日、学校から県教育委員会に対し、本件事案に係る報告があり、県教育委員会は本件事案を把握しております。

相談を受けた学校は、事実関係を把握するための聴き取り調査を、4月から6月にかけて実施しました。

当該生徒は欠席が続き、5月は別室で数日学習指導を受け、1日のみクラスへ入れましたが、それ以降登校できておりません。

当該生徒の保護者から、クラス替えやオンラインを活用した授業の要望があり、学校は実施に向けて前向きに検討し、ともに実施することを当該生徒の保護者に伝えましたが、実施には至っておりません。

調査の結果、当該生徒が訴えている6つの事柄により、当該生徒が心身の苦痛を感じたと考えられるため、いじめと認知しております。

学校は、いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定に基づく基本調査を実施し、以下の6の事柄をいじめとして認知しましたが、事実関係や欠席との因果関係等について、外部専門家を中心とした調査委員会による更なる詳細な調査（同法第28条第1項の規定に基づく調査）が必要であると判断したものであります。

学校が認知したいじめは以下のとおりです。

学校が事実確認を行い、認知したいじめ行為

事柄① R6年4月

4月17日、当該生徒があだ名をつけられ、やめてほしいと言ったが、複数の同級生から呼び続けられ笑われた行為。

事柄② 同年4月

4月18日、体育大会の選手決めで、当該生徒が不人気であった種目に勝手に決められた行為。

事柄③ 同年4月

4月18日、当該生徒が保存しないことを約束して同級生に送った動画を保存された行為。

事柄④ 同年4月

当該生徒が同級生に送った動画の消去をめぐり、当該生徒が同級生に金銭を払わざるを得ない状況になった行為。

ただし、事柄④については、当該生徒の訴えと同級生の聴き取り内容に関して齟齬があると報告を受けております。

事柄⑤ 同年4月

4月19日～22日、当該生徒が同級生から容姿に関する発言を言われ、誹謗中傷された行為。

事柄⑥ 同年4月

4月23日、別の同級生から「こいつ嫌い」と突然言われた行為。

それでは、改めて提案理由を御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

本事案については、御説明しましたとおり、いじめの有無及び不登校との因果関係等について更に詳しい調査を行う必要があると判断されますので、「いじめ防止対策推進法第28条第1項」並びに「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条」に基づき、調査の実施主体を決定する必要があります。このことが、今回の提案理由でございます。

次に、調査の実施主体等について、具体的に御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

1 調査の実施主体は、「東稜高等学校いじめ調査委員会（令和6年度設置）」としております。

- 2 調査委員等は、「県教育委員会が推薦する専門的な知識及び経験を有する者の2人以上を含む5人以内」。「委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。」としております。
- 3 調査委員の推薦については、「県教育委員会として、専門的な知識及び経験を有する者を分野ごとに各職能団体等からの推薦により決定する。」としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

調査委員会を設置して調査を進めるということについて異議はありません。いじめの関係で、以前からSOSの察知をどうやるかという議論をしていただいていたと思います。例えば帯山中学校のSNSの事例や、熊本市のキミノミカタなどいろいろなことが事例として挙がっていました。

それに対して熊本県では阿蘇市と菊池市で、そのような活動を進めていく話が前回もあったと思いますが、その阿蘇市と菊池市がどのような動きになっているのか教えていただきたいと思います。

学校安全・安心推進課長

阿蘇市と菊池市には、前回御説明しましたように、一人一台端末を使って児童生徒のSOS、あるいは体調の変化等を把握する取組を、本年度から試行的、実証的に取り組んでいただいているところです。先般、両委員会と県教育委員会、元大学の先生等に入っていただいで、効果指標や検証システムなどについて御助言をいただきながら、それぞれの市町村でより良い取組になるよう、本年度実証的に取り組んでいただいているところです。県教育委員会としてもその状況を把握していきながら、適切に助言をしています。

西山委員

是非スピードを上げて取り組んでいただきたいと思います。そして、ある程度のところで実施していくという形をとりながら、良いスタイルを考えていき、早く取り組んでほしいと思います。

また、先般のキミノミカタの話で、一台登録するのに110円かかると聞きました。しかし、登録を毎日するタイプと月に1回するタイプと週に1回するタイプとがあるということで、例えば、週に1回だったら登録代が安くなるのではないかと思います。月だったら30分の1に、週だったら5分の1くらいになる、あるいはスケールメリットを出せばもっと金額的には抑えられるのではないかと思います。いずれにしても、SOSを察知する仕組を、早く実際に稼働させていただきたいです。ずっとスクールサインという言葉で過ぎてきましたが、スクールサインだけでいいものなのかというのは思っていますので、是非、阿蘇市、菊池市の取組をいち早く具現化してください。

教育長

他に何かございませんでしょうか。

特にないようでしたら、この件については、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

- 報告（１） 県内各採択地区における令和7年度（2025年度）使用
中学校教科書の採択状況について

義務教育課長

義務教育課です。

県内各採択地区における令和7年度（2025年度）使用中学校教科用図書の採択状況について、御報告いたします。

8月31日までに、県内11採択地区の全てにおいて、採択事務が終了しました。単独採択地区である熊本市と山鹿市はそれぞれ採択を行い、それ以外の共同採択地区内の市町村教育委員会は、各採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しております。

中学校の令和7年度使用教科書については、配付資料の42、43の一覧のとおりです。

今回採択された教科書が、前回採択された教科書と異なる場合は、「備考欄」に前回採択されていた教科書発行者の略称を記載しています。前回の採択と同一の場合は、空欄となっています。

今回採択された中学校の教科書は、令和7年度から令和10年度までの4年間使用することになります。

なお、この採択結果につきましては、本日、市町村教育委員会に通知しまして、明日、県教育委員会ホームページ及び県庁情報プラザにて公開する予定です。

以上で、報告を終わります。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

結果につきましては何も無いのですが、一つ教えていただきたいのですが、資料の42ページの理科のところ、以前は大日本図書が多かったのが、随分変わっているようなのですが、指導要領自体は変わっておらず、マイナーチェンジの教科書でありながら、多くが変わっています。何か理由があれば教えていただきたいと思えます。

義務教育課長

大日本図書は、文科省から処分を受けまして、今回新しい教科書にリニューアルできませんでしたので、古い教科書しか採択できず、前回は大日本図書が多く採択されたのですが、今回採択する地区がなかったというのが現状です。

教育長

この件については、これでよろしいでしょうか。

（委員了承）

教育長

ありがとうございます。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

教育長

ありがとうございます。

引き続きよろしく申し上げます。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和6年（2024年）10月1日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午後0時。